

森林組合の検査

1 検査の方針

森林組合が森林施業、経済事業、指導事業等の活動を通じて、森林所有者の協同組織としての負託に応えうる健全な経営を確保していくため、東日本大震災からの復旧・復興に係る各種施策の推進その他社会情勢の変化等を踏まえた検査を実施します。

さらに、新型コロナウイルス感染症による検査対象者の経営や内部統制又はガバナンスへの影響を的確に把握するとともに、その対応を検証しながら、合法性、合理性及び合目的性の視点を基本に据え、重点事項に焦点を当てた検証を行うことにより、効率的かつ効果的な検査を実施します。

また、組合においても検査指摘事項の趣旨を正しく理解し、改善に着手できるよう双方向の議論を行い、一層深度ある検査の実施に努めます。

併せて、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、感染拡大の防止に向けた取組に留意します。

2 検査の重点事項

(1) 経営管理（ガバナンス）態勢の確立

ア 内部けん制態勢の確立

(ア) 日常業務に係るチェック態勢の構築

(イ) 監事監査の適切かつ十分な実施

イ 規約等に基づく適正な事業運営

ウ 特に、財務、経営状況が悪化している組合における事業・経営改善に向けた取組

(2) 法令等遵守態勢の確立

ア 役員のコンプライアンスに対する意識の醸成と職員への周知徹底

イ 定款、規約及び諸規程等の整備と運用

ウ 自己資本基準の適合状況

エ 組合員管理（特に反社会的勢力等排除の取組）の状況と個人情報保護の管理

オ 不祥事件等の未然防止

カ 組合員に直接奉仕するという森林組合法の趣旨に合致した事業実施の状況

(3) 財務の健全性確保

ア 会計原則に則した会計処理

イ 伝票・帳簿等の適正な作成及び管理

ウ 適正な財務諸表（決算関係書類）等の作成

エ 債権債務、棚卸資産等の適正な管理

(4) 経済事業の適正化

ア 経済事業の収支改善に向けた取組状況

イ 適正な債権債務管理と在庫管理

3 検査の種類

	種類	内容
法的根拠による分類	常例検査	法第 111 条第 4 項に基づき、出資組合等について毎年 1 回を常例として行う検査
	随時検査	法第 111 条第 3 項に基づき、共済事業を行う組合等の事業の健全な運営を確保するために行政庁が必要と認めるときに行う検査
	認定検査	法第 111 条第 2 項に基づき、法令等に違反する疑いがあると認めるときに行う検査
	請求検査	法第 111 条第 1 項に基づく組合員又は会員の請求による検査
検査実施範囲による分類	全面検査	検査対象組合の全部門について行う検査
	部分検査	特定部門について重点的に検査する必要がある組合に対し、特定部門を対象に実施する検査
	事後確認検査	常例検査、随時検査又は認定検査を実施した組合を対象として検査実施後一定期間内に検査で指摘した事項の是正又は改善の状況を確認する検査

注) 法…森林組合法